

平成28年鳥取県中部地震により被害を受けられた皆様へ

このたびの地震により被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。
 当社では、このたびの災害により被害を受けた皆様のご契約について、以下の通りお取扱いいたしますので、お知らせします。一日も早い復旧と、皆様のご健康を心からお祈り申し上げます。

◇災害救助法適用地域の特別取扱いについて

1. 保険料お払込猶予期間の延長について

この度の被害により、保険料のお払込みが一時的に困難なお客様へは、お申し出いただくことで保険料のお払込みを猶予する期間について延長(最長6ヶ月)いたします。

2. 保険金・給付金・契約者貸付等の簡易迅速なお支払いについて

ご請求の際、お申し出いただきましたら、必要な書類を一部省略すること等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

◇災害救助法の適用状況(内閣府発表)

法適用日	災害救助法適用地域
2016年10月21日	【鳥取県】 倉吉市 東伯郡湯梨浜町 東伯郡北栄町 東伯郡三朝町(*)

(*)は追加地域

◇お問い合わせ先

当社では、被災されたご契約者の皆様からのお問い合わせ・ご相談を、取扱店または以下のフリーダイヤルにて承っております。ご利用下さいますようお願い申し上げます。
 (すべて携帯電話からも通話が可能です)

生命保険にご加入のお客様
【カスタマーサービスセンター】 ◆0120-881-796 月～金 9:00-20:00 土 9:00-18:00 日・祝日・年末年始 休み
年金保険にご加入のお客様
【ファイナンシャルサービスセンター】 保険代理店やコンサルタント社員からご加入のお客様 ◆0120-313-370 月～金 9:00-18:00 土・日・祝日・年末年始 休み
金融機関窓口でご加入のお客様
【ファイナンシャルサービスセンター】 金融機関窓口でご加入のお客様 ◆0120-056-076 月～金 9:00-18:00 土・日・祝日・年末年始 休み